

リスク分担表（別紙５）

リスクの種類	内容	負担者	
		市	事業者
応募資料	募集要項の誤り又は内容の変更に関するもの	○	
応募	応募費用及び応募資料作成等に関するもの		○
	応募資料の取り扱いに関するもの	○	
資金調達	必要な資金の確保に関するもの		○
契約締結(※１)	事業者と契約が結べない又は締結手続きに時間がかかる場合	○	○
法制度(※２)	法制度の新設・変更に関するもの		○
許認可	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの）	○	
	許認可の遅延に関するもの（市で取得するものの以外）		○
税制度	一般的な税制度変更（新税含む）に関するもの		○
環境問題	地中障害物や土壌汚染に関するもの	○	
	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
第三者賠償	市が整備した施設の瑕疵により第三者に損害を与えた場合	○	
	事業者が施工した工事や施設運営により第三者に損害を与えた場合		○
債務不履行	市の責めによる契約内容の不履行	○	
	事業者の責めによる契約内容の不履行		○
	事業者の運営放棄、破綻によるもの及び無許可での事業者の変更		○
不可抗力(※３)	自身、災害、風水害、盗難、その他本市の責に帰すことのできない事由によって事業者が被った被害		○
金利	金利の変動		○
物価	物価の変動		○
運営の中止・延期	市の責任による遅延・中止	○	
	事業者の責任による遅延・中止		○
工事	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		○
	事業者の発注による工事が契約に定める好機より遅延する又は完工しない場合		○
	事業者の工事監理に関するもの		○
	事業者が行う工事の施工不良によるもの		○
	事業者が行う工事費の増大		○
	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
施設維持管理	事業者の瑕疵担保責任		○
	事故・火災等による施設の損傷。施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		○
	第三者（本件施設の利用者を含む）による施設の損傷		○
利用者トラブル	事業者の事業区域内に関する利用者からの苦情および利用者間のトラブルへの対処		○
需要変動	当初の需要見込みより下回った状況による損害		○
原状回復	事業区域内の現状回復に関するもの		○

※１：契約が締結できない場合は、それまでに市、事業者各々にかかった費用は各々が負担するものとする。

※２：法令等の規定やその変更により、市が許可を更新しない場合でも、事業者は市に保障や損害賠償を請求することはできない。

※３：文化会館が復旧困難な被害を受けた場合は、市は、事業者に対して当該施設等に関する業務の全部の停止を命じることがある。

また、上記による業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、事業者は市に補償を請求することはできない。

【その他注意事項】

- ・天災や大規模な改修工事等により、文化会館が使用できなくなった場合は、使用料の一部については、還付／免除の対象となることがある。
- ・市が管理する文化会館の管理・運営業務（定期的な点検等）に伴い、事業者の運営に休業等が発生した場合等、いかなる理由においても、事業者は市に補償を請求することはできない。
- ・その他、本表に定めのない事項については協議の上決定する。